

明石市上下水道事業における契約事務手続等に関する要綱

(明石市建設工事の共同企業体取扱要綱の準用)

第1条 明石市建設工事の共同企業体取扱要綱（昭和61年5月1日制定）の規定は、上下水道局が契約を締結する場合について準用する。この場合において明石市建設工事の共同企業体取扱要綱の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」と、同要綱第1条中「本市」とあり、同要綱第8条中「市」とあるのは「明石市上下水道局」と読み替えるものとする。

(建設工事の入札・契約手続の公表に関する事務取扱要綱の準用)

第2条 建設工事の入札・契約手続の公表に関する事務取扱要綱（平成13年3月16日制定）の規定は、上下水道局が契約を締結する場合について準用する。この場合において建設工事の入札・契約手続の公表に関する事務取扱要綱第1条中「明石市」とあり、同要綱第2条中「明石市」とあるのは「明石市上下水道局」と、同要綱第6条中「明石市契約規則（平成5年規則第10号）」とあるのは「明石市上下水道局契約規程（平成21年水道事業管理規程第13号）第2条」の規定により読み替えて準用する明石市契約規則（平成5年規則第10号。）と、同要綱第9条第2項中「財務室」とあるのは「契約担当」と読み替えるものとする。

(明石市制限付一般競争入札実施要綱の準用)

第3条 明石市制限付一般競争入札実施要綱（平成19年7月23日制定）の規定は、水道局が契約を締結する場合について準用する。この場合において明石市制限付一般競争入札実施要綱の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」と、同要綱第1条中「明石市契約規則(平成5年規則第10号。(以下「規則」という。))」とあり、同要綱の第2条及び第4条中「規則」とあるのは、「明石市上下水道局契約規程第2条」の規定により読み替えて準用する明石市契約規則（平成5年規則第10号。）と、同要綱第1条中「財務室契約担当の課長及び担当課長（以下「契約担当課長」という。）」とあり、同要綱第5条第1項第2号及び第4号並びに第11条中「契約担当課長」とあるのは、「上下水道局契約担当課長」と読み替えるものとする。

(工事等の入札・契約事務取扱要領の準用)

第4条 工事等の入札・契約事務取扱要領（平成6年4月1日制定）の規定は、水道局が契約を締結する場合について準用する。この場合において工事等の入札・契約事務取扱要領第1条中「明石市」とあるのは「明石市上下水道局」と、同要領第1条中「明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。))」

とあり、同要領第4条中「規則」とあるのは「明石市上下水道局契約規程（平成21年水道事業管理規程第13号）第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則（平成5年規則第10号。）」と読み替えるものとする。

（明石市公共工事最低制限価格制度実施試行要領の準用）

第5条 明石市公共工事最低制限価格制度実施試行要領（令和7年4月1日制定）の規定は、上下水道局が契約を締結する場合について準用する。この場合において明石市公共工事最低制限価格制度実施試行要領第1条中「市」とあるのは「明石市上下水道局」と、「明石市契約規則（平成5年規則第10号）」とあるのは、「明石市上下水道局契約規程（平成21年水道事業管理規程第13号）第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則（平成5年規則第10号。）」と読み替えるものとする。

（明石市公共工事苦情処理手続要領の準用）

第6条 明石市公共工事苦情処理手続要領（平成14年10月30日制定）の規定は、上下水道局が契約を締結する場合について準用する。この場合において明石市公共工事苦情処理手続要領の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」と、同要綱第1条中「明石市」とあるのは「明石市上下水道局」と読み替えるものとする。

（明石市公共工事の前金払等に関する事務処理要領の準用）

第7条 明石市公共工事の前金払等に関する事務処理要領（平成21年6月25日制定）の規定は、上下水道局が契約を締結する場合について準用する。この場合において明石市公共工事の前金払等に関する事務処理要領の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」と、同要領第1条中「明石市財務規則（昭和40年規則第17号）第58条第2項」とあるのは「明石市水道事業会計規程（昭和45年企業管理規程第5号）第39条第2項」及び「明石市下水道事業会計規程（令和7年企業管理規程第号）第37条第2号」と読み替えるものとする。

（地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務処理要領の準用）

第8条 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務処理要領（平成21年6月25日制定）の規定は、上下水道局が契約を締結する場合について準用する。この場合において地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務処理要領の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」と、同要領第1条中「明石市（以下「本市」という。）」とあり、同要領第2条、第3条、第5条及び第7条中「本市」とあり、及び同要領第6条及び第14条中「市」とあるのは「明石市上下水道局」と、同要領第1条中「明石市工事請負契約約款」

とあるのは「明石市上下水道局工事請負契約約款」と読み替えるものとする。

(その他の手続等)

第9条 この要綱に定めるもののほか、明石市上下水道事業における契約事務手続等については、明石市における契約事務手続等の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 次の要綱及び要領を廃止する。
 - (1) 明石市水道部共同企業体取扱要綱（平成11年7月16日制定）
 - (2) 明石市水道部競争入札等参加資格業者の公表に関する事務取扱要綱（平成12年3月31日制定）
 - (3) 建設工事の入札・契約手続の公表に関する事務取扱要綱（平成13年3月29日制定）
 - (4) 明石市水道部競争入札等審査会要綱（平成15年3月10日制定）
 - (5) 明石市水道部制限付一般競争入札実施要綱（平成15年3月31日制定）
 - (6) 水道部工事等の入札・契約事務取扱要領（平成6年3月31日制定）
 - (7) 明石市水道部公共工事低入札価格調査実施要領（平成12年3月31日制定）
 - (8) 明石市水道部公共工事低入札価格調査基準積算要領（平成12年3月31日制定）
 - (9) 明石市水道部公共工事苦情処理手続要領（平成15年9月25日制定）

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。